

対応区分別における緑生苑の対応表(外部の方向けの案内)

更新日:2021年11月8日

▼ステップは愛知県感染拡大予防対策指針を参照。ただし、施設周辺の状況に合わせて、現在の対応区分をステップのステージで看護主任、管理者が指示をする。

対応区分	ステップ1 ※事前予約による面会実施	ステップ2 ※制限付きの面会実施	ステップ3 ※制限緩和して面会実施
【移行条件と考え方】 ※管理者判断でステップ変更をします。	【移行条件】愛知県内の状況が項目の内、いずれかがオレンジゾーン、レッドゾーンと判断。その他必要に応じて判断する。 【考え方】周辺や医療機関が危険な状況のため、可能な限り受け入れを制限する。	【移行条件】愛知県内の状況がグリーンゾーン、イエローゾーンと判断し、管理者が移行判断。 【考え方】周辺や医療機関の状況が比較的落ち着いているため、施設に契約上において関わられる方へ感染予防行動をしてもらい、受け入れ可能。	【移行条件】名古屋市内の状況がグリーンゾーンの状態3週間経過以降で管理者が移行判断。 【考え方】周辺や医療機関の状況がほぼ落ち着いたため、地域にとってより開かれた施設として、どんなたでも感染予防行動をしてもらった上で受け入れ可能。
【感染予防行動】	・施設へ入苑される場合は、手指消毒、マスク着用の確認、事務所カウンターで検温、受付。事務所横で手洗い、手指消毒を行っていただきます。なお、検温時に発熱があった場合は入苑はできません。また、受付時に注意文に目を通していただき、該当がないことを確認してください。面会后や業者やボランティアの対応ごとに消毒していただく。		
【身元引受人様面会】	・事前予約性で面会実施 ・LINE面会、フィルター越し面会を実施 ・フィルター越し面会は、感染症予防行動を実施し、2名までとは限定しないが、玄関の色付きカバーのベンチに座れる範囲内とする。 ・看取り、病院受診やムンテラ等の契約上、必要な面会は可能。	・制限付きで面会実施 ・面会者は2人まで。15分程度。1階喫茶店やエレベーター前などの換気可能なスペースでお会いしていただく。 ・お子さん等、マスク着用継続できない方は不可。赤ちゃん等どうしても会わせたい場合はフィルター越し面会で調整する。	・制限付きで面会実施 ・面会者は4人まで。15分目安。1フロア1組までの対応は継続するので、その旨、お伝えする。1階喫茶店やエレベーター前などの換気可能なスペースでお会いしていただく。 ・お子さん等、マスク着用継続できない方は不可。赤ちゃん等どうしても会わせたい場合はフィルター越し面会で調整する。
【喫茶スペースの利用】	・午前はデイ利用者様、午後は特養入苑者様 & ショート利用者様で利用時間の区分けを行う。なお、利用できない時間帯は、随時出前対応をする等の柔軟に運用します。 ・面会者やボランティアの方など、利用は中止します。		
【飲食や差し入れ】	・面会者は施設内の飲食は不可。 ・差し入れについては、本人様へ直接渡さず、施設職員へお声掛けの上、受け取りをさせていただきます。 ※差し入れのルールは重要事項説明書に記載している内容は継続。差し入れとして、受け取れる物は限られています。		
【外出】	・病院受診以外、不可	・周辺の散歩は可能。マスクを着用し、15分程度としていただく。	・ステップ2対応に加えて買い物などの一時的な外出を許可します。マスク着用の上、お出かけいただき、外食はお控えください。

<p>【見学、契約】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、不可。申し込み受け付け等に対応 ・契約者は10分程度なら生活フロアへあがってもらっても構わない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染予防行動に協力いただけるなら10分程度を目安に許可。 ・見学者は名前と連絡先を必ず、確認すること。 	
<p>【ボランティア】</p>	<p>理髪のみ、生活送る上で、不可欠なので実施受け入れ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・感染予防行動に協力いただけるところは許可(対策は個別に調整すること) ・歌を歌う等の飛沫が飛びやすい取り組みは不可。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ステップ2対応に加えて歌を歌う等の対応も可とする。換気出来る場所で行い、苑から提供する透明シールドを取り付けていただいた上で、実施する。
<p>【施設の利用の受け入れ】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用前に発熱や体調の確認。感染予防行動に協力してもらい、利用可。 ※名古屋市から要請なければ、全面受け入れ中止の判断はしない。 		
<p>【認知症カフェ】</p> <p>※地域への取り組みは社会福祉法人の責務として、可能な範囲で実施。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中止 	<ul style="list-style-type: none"> ・中止 ・いきいき相談室は適宜実施。相談があれば、居宅介護支援事業所と協力して対応にあたる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中止 ・いきいき相談室は適宜実施。相談があれば、居宅介護支援事業所と協力して対応にあたる。

※基本的な観点として、生活施設であることを重点に置いた対応にあたること。陽性反応者が出た場合は、来苑記録をみて、すぐに連絡をするため、連絡先を確保すること。